【市立札幌啓北商業高等学校　令和７年度　部活動活動方針･基準】

本校では札幌市教育委員会が策定した『札幌市立学校に係る部活動の方針』(平成31年3月策定、令和2年3月最終改定)に基づき、次の通り部活動活動方針・基準を設定する。

1　部活動の意義

部活動とは生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義の高いものでもある。

2　開設する部活動・外局

体育系（１２）

男子バスケットボール部　女子バスケットボール部　バレーボール部
バドミントン部　卓球部　陸上部　サッカー部　ソフトボール部　野球部
テニス部　ソフトテニス部　アーチェリー部

文化系（１２）

美術部　書道部　吹奏楽部　簿記部　演劇部　コンピュータ部　ワープロ部
英語部　華道部　茶道部
放送局　図書局

3　運営のための体制整備

顧問会議の開催(必要に応じて)
部員・局員名簿の作成(随時更新)
年間活動計画の作成(4月)
月間活動計画の作成(毎月)
大会結果報告の作成(随時)
教員特殊業務手当実績確認簿の記入(毎週)

4　指導・運営に当たっての留意点

(1)安全への配慮

① 活動の際は安全に留意し、事故・けがが発生した際は応急処置を行い、部員はすみやかに顧問と養護教諭に連絡する。
② 公道でランニングなどをする際は、交通安全に十分に注意する。
③ 休日練習において事故発生(盗難・通院を要するようなけが等)があった場合、顧問は管理職へ速やかに連絡する。

(2)バランスのとれた活動

① 部活動活動方針・基準に従い、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮し活動する。

② 活動にあたり、生徒は本校の『令和 7 年度生徒用規程集』に定められた諸規程を守る。服装・頭髪は部員としてふさわしい状態を保つ。

③ 生徒の多様な技能レベルや多様なニーズに配慮し、どの生徒にも持続可能な活動を行う。

5 本校における部活動活動基準

日々の活動において下記①～⑨の基準を原則として適用するが、大会やコンクールに向けた活動および活動場所の割当など各部活動・外局の事情に応じた対応もあり得るものとする。なお、その場合は教職員・生徒にとって過重な活動とならないよう、十分留意しながら計画・活動する。　※札幌市立学校における部活動活動基準参照

① 少なくとも月に 1 回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。

② 少なくとも週に 2 日程度(平日 1 日と、土曜日及び日曜日いずれか 1 日)、休養日を設定する。

③ 通常の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度とする(部活動生徒の完全下校は 19 時 30 分)。

④ 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも 3 時間程度とする。

⑤ 長期休業期間中の休養日の設定は学期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

⑥ 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り返る。

⑦ 暑さ指数（WBGT）が 31℃以上となった場合、屋外での運動や活動は原則中止し、涼しい室内に移動するなどの対策を行う。また屋内での運動も原則中止とする。

⑧ 活動計画とその変更は生徒・保護者に適切に周知する。

⑨ 本基準は毎年度策定し、必要に応じて内容の見直しを行う。

部活動活動方針・基準に関する窓口
市立札幌啓北商業高等学校(教頭　勝田)
TEL (011) 591 - 2021